

京都市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例
第114号）（交通局高速鉄道部営業課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市高速鉄道北山駅自転車駐車
場の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第114号

京都市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市交通事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第3条 鉄道事業に付帯する事業として設置する京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の供用に係る業務
- (2) 駐車場の維持管理に係る業務
- (3) その他管理者が必要と認める業務

(利用制限)

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の利用を制限することができる。

- (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(交通局高速鉄道部営業課)